

令和2年度 第4回 北区自治協議会 議事概要

日 時 令和2年7月30日(木)午後1時30分から

会 場 豊栄地区公民館2階 大講堂

出席者 委員

神田恭之委員、赤間委員、松田委員、五十嵐委員、本間藤雄委員、
阿部勝幸委員、原委員、山賀委員、清水委員、樺山委員、工藤委員、黒川委員、
澤委員、菅原委員、鶴巻委員、藤沢委員、皆川委員
本田委員、阿部美恵子委員、梅津委員、中嶋委員、佐久間委員、本間久文委員、
計23人
(欠席：神田征男委員、小池委員、小林委員、相馬委員、平松委員
村山委員、渡邊委員)

事務局

[北区役所関係]

区長、副区長兼地域総務課長(以下「副区長」)、区民生活課長、健康福祉課長、
産業振興課長、建設課長、北出張所長、北区農業委員会事務局長、
消防局北消防署長、北区教育支援センター所長、豊栄地区公民館長、
地域総務課長補佐2人、地域総務課員4人

傍聴者 2人

内 容

1 開会

(1)「北区フレイル予防事業」の実施について

松田会長

報告事項から入ります。まず、(1)「北区フレイル予防事業」の実施について、担当の地域包括ケア推進課からお願いします。

地域包括ケア推進課長

「北区フレイル予防事業について」説明いたします。報告資料1-1をご覧ください。
フレイルという名称は、日本老年医学会が提唱したもので、加齢により心身の活力が低下した状態を言います。その下の図はフレイルの概念を表示した図となります。図の下のほう

にある三角形、その一番左側が健康な状態。坂道を下るように、年を取っていくとだんだん下り坂になり、最後は要介護状態になってしまいます。フレイルというのは健康な状態と要介護状態の中間の部分、フレイルを日本語で言うと虚弱と書いてあるように、この虚弱した状態を通過して要介護状態になっていくと考えられています。

フレイルの特徴ですが、真ん中のところに①、②、③と記載されています。①中間の時期は、健康と要介護の中間。②可逆性というのは、左右の矢印が図示されているように、フレイルの状態のときに、そのフレイルを克服しようと取組みをすれば、その前の段階に戻ることができる。そして、要介護状態のところでも、取組みをすれば、その一段前のところに戻ることができるという可逆性をもった状態であることを示しています。③多面性は、右側に三つ書いてありますが、その切り口によっていろいろなフレイルがあります。青いところは心理的、認知的フレイル。これは具体的には「うつ」や認知機能の低下といった部分です。右側の赤のところは社会的フレイル。これはひきこもり等です。黄色のところは身体的フレイル。ロコモティブシンドロームやサルコペニア、筋肉量の減少が大きい部分です。

市では、このフレイル状態を予防することで健康寿命の延伸を目指すということで、フレイル予防事業を始めました。

2 番目に、フレイル予防の取組み手法です。フレイル予防については、東京大学の高齢社会総合研究機構というところが大々的に取り組んでいて、そこで開発した「フレイルチェック」というものがあります。これを、市が行っているさまざまな介護予防の事業と組み合わせて事業展開していこうと令和元年度、昨年からの取組みを始めました。

資料をめぐっていただきまして、フレイルチェックという項目です。2 種類のチェックシートを使い、フレイルチェックに参加した方の栄養状態、運動機能、社会参加状況といった部分を包括的にチェックし、その方のフレイルのリスクの状況を確認いたします。対象は65 歳以上で測定項目については、主なもので、お口に関するもの、運動機能に関するもの、社会参加に関するものがあります。

次に、A3 の簡易チェックシートは、何かを計測するというよりは「はい」、「いいえ」で答えるものが主体となっていて、誰でも、どこでもできるものとなっています。左側に、指で輪っかを作り、利き足でない足のふくらはぎの一番太いところを囲めるかどうかというテストがあります。そのテストの絵の下ところに青い○と赤の○があります。実際にやる際には、ここに、それぞれご自身の状態に合わせてその色と同じシールを貼ってもらいます。これは筋肉量の測定なので、細ければいいのではなく、逆に太いほうがいいものです。

右側にはイレブン・チェックということで、はい、いいえで答える 11 の項目の質問があります。こちらについても、はい、いいえのところの青○、赤○に、ご自身の状態に合わせ

て、それと同じシールを貼っていただきます。

このほか、今日は付けていませんが、総合チェックシートというもっと細かいものがありまして、こちらについては、握力や体組成計を使った筋肉量の測定など、機器を使って実際に計測するものが多く含まれているという2種類になります。

この2種類のチェックシートを使ったフレイルチェックをやっていただくと、赤のシールが「フレイルリスク有」を示しています。このチェックを終えたあとシートを見れば、ご自身の状態がよく分かるという形になっています。

このシートを使ったチェックを、1回やればそれで終わりということではなく、半年ごとに繰り返しやっていただくことが基本となっています。1回目は赤であったとしても、2回目にやったときに赤が一つでも減っていくように、青になるように取り組みをしていただければと思います。

A4裏面の写真が実際にフレイルチェックをやっている場面です。いずれも山潟地区で昨年やったときの写真です。この中で緑のTシャツを着ている方はフレイルサポーターと呼ばれています。フレイルチェックは、このフレイルサポーターの方々から運営していただいています。この方々も65歳以上で、ボランティアですが、私どもで行ったサポーター養成講座を受講した方に担っていただいています。

次に(2)フレイル予防ガイドブックです。フレイルチェックで、チェックシートの青赤シールを見て、私はここが弱いということが分かったときに、ではそれを克服するために何をすればいいのかということになります。そのための参考資料で、市あるいは区が実際に行っている健康増進ですとか介護予防に関する事業を載せたガイドブックです。A3のイレブン・チェックのところを見ていただくと、質問項目の左側に栄養、口腔、運動、社会性・こころと四つの項目に分かれています。このガイドブックにも同じ区分でインデックスを付けて、例えば栄養のところ両方赤だったという方については、赤の栄養に関する事業はこういうものがありますということが一目で引けるような形で作っています。フレイルチェックをやっていただいた上で、ご自身の弱いものがあつたときに、ガイドブックを参考に、一つでも何かに取り組んでいただきたいというような形になっています。

3番目、令和元年度の実績ですが、このフレイルチェックを開発した東京大学高齢社会総合研究機構と協定を結んだところからスタートし、全市レベルでの講演会を1回開催。そのあとフレイルトレーナーの養成講座を行い、そのあとに中央区の山潟エリアとしもまちエリアでフレイルチェックを開催しました。全体では、昨年度は計6回行っています。

今年度の実施予定ですが、既に拡大するエリアではフレイルチェックを行う予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で開催時期がかなり遅れ、先日第2期のフレイルサポーター養成

講座を行い新たなサポーターを養成しました。これから北区と秋葉区、中央区も2地区しかやっておりませんでしたのでさらに実施地域を拡大して開催していこうと考えています。

北区については、松浜、南浜、濁川中学校圏域、会場は北地区コミュニティセンターで、今年度2回、9月11日と3月12日で実施予定です。住民の方への周知は、最後の3枚目に実際のチラシが付いています。9月11日開催分のご案内ですが、既に回覧板等で配布していると聞いています。

フレイルサポーター養成講座実施とありますが、今週月曜日と火曜日、27日と28日の二日間でサポーター養成講座を行い、新たなサポーターの方々27名を養成させていただきました。そのうち、北区のサポーターの方々は11名となっています。

来年度以降も実施区を広げ、最終的には全市で展開していきたいと考えています。

松田会長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

本間委員

フレイルというと、健康ではなくて要介護に入るまでの期間という形で定義されているとお聞きしました。健康、健康とよく言いますけれども、では、例えばこのイレブン・チェックでいうと、全部の項目が「はい」であればいいのか、あるいは何点かこうだ、これであれば健康だというような、どういう形で健康を定義するのか疑問に思っていますが、その部分、どうでしょうか。

地域包括ケア推進課長

例えば、このイレブン・チェックと総合チェックの青シールが全部青であれば当然健康ということになるとは思いますが、では、いくつの赤からが要注意なのかというところについては、東京大学も現在、全国の情報を集めて研究しているところです。ですから、明確にくつからがダメだというような取り決めというか、そういったエビデンスはまだ明確には出ていません。

ただ、東京大学もだいぶ研究を長くやっていますので、このフレイル予防の中心的な役割をやっている飯島先生という方の最近の講演を聞くと、総合チェックとイレブン・チェックを全部合わせると21項目ですが、七つ以上が赤だと少し要注意かなというような話をされています。ただ、それが絶対という話ではなく、明確にはなっていないところです。

鶴巻委員

私は運動普及推進委員をしており、昨日、この講習会を無事に受けてきました。

運動普及推進委員として松浜と豊栄のグループがあり、豊栄から2名出て、あとは、今回は会場が北地区コミュニティセンターなので松浜地区の人たちが9名ほど出られました。今年度は9月と3月という予定になっていますが、私としては豊栄地区でも開催してもらいたいのです。同じ北区でやるならば、やはり豊栄地区でもやっていただければ、同時進行できていいのではないかと考えていますので、よろしくお願いします。

健康福祉課長

先ほどの説明がありましたように、半年後に2回目のチェックをするということで、今年度は同じ北地区コミュニティセンターで2回開催させていただきました。来年度は、旧豊栄地域にも会場を広げて、同時に、北地区と旧豊栄地区ということで会場を増やしながらいきたいと思っています。

松田会長

この資料を見ると、時間が約2時間程度と書かれてあり、チェックをするためにそこまでかかるのかと思いました。具体的にどのような内容をやるのか教えてください。

また、今のお話ですと、北区では2回やる予定ということは分かりましたが、今後浸透させていくためにどうしていくのか。こうやってどこかの会場で案内を出してやるやり方が一つ。一方でうちの自治会などでも地域の茶の間があります。そういう所へ「測定してみてもいいですか」と、出向いて気楽にできないのか。そうすればだいたい年配の人が集まっていますので、いろいろな意味で有効にそれが活かせるのではないかと考えてお聞きしました。

地域包括ケア推進課長

一つ目の質問、2時間についてですが、やはり、結構かかります。今日はチェックシートの部分しか説明していませんが、最初に、そもそもフレイルとはどういうものかという導入部分の説明があって簡易チェックシートをやります。そのあとに、今度は機器を使った計測をします。これが全体で5項目あります。定員30人を、いくつかのグループに分けて、よく人間ドックとかであるようにぐるぐる回るような形になるのですが、そこで時間がかかります。全部終わった後で答え合わせのような形をしたうえで、次回にも来ていただきたいので、今日の結果について、小さなグループを作って、ちょっとしたミニミーティングのよう

なものをやるというのが一連の流れとなります。全体をとおすと、やはり2時間はどうしてもかかるというところが実際の流れです。

二つ目のご質問については、会長がおっしゃるとおりだと思います。実は、昨日の養成講座の中ではそこまでお話ししませんでした。この簡易チェックシートについては、養成講座を受けていただいたフレイルサポーターの方々から自由に使っていただきたいと考えています。実際に中央区での第1期のフレイルサポーターの方々には、自主活動としてこの簡易チェックシートをお持ちになって、自治会や、茶の間などで実際に実践されています。まずはフレイルという概念がどういうものを広く知っていただきたいので、ぜひ積極的にご利用いただきたいということと、もう一つは、総合チェックシートも含めた全体の細かいフレイルチェックにもぜひ参加していただきたいので、その呼び水としても使ってほしいということをお願いしています。

すべての第1期のフレイルサポーターがそういった自主活動をやっているわけではないと思いますが、200枚、300枚くらいはチェックシートをサポーターにお渡しして活動されていますので、こちらでも同様の活動をお願いしたいと思っています。

松田会長

関連して、健康福祉課長からご案内があるようです。お願いします。

健康福祉課長

私からは、現在、新潟市と各区で策定されています地域福祉の計画について、少しお話しさせていただきますと思います。報告資料1-2をお開きください。

恐れ入りますが、もう1枚めくっていただいた裏側を先にご覧ください。中段のところに計画期間とあります。

まず、新潟市および各区で策定されています地域福祉計画ですが、こちらは社会福祉法に基づいて、地域福祉の推進に関する取組みを定めた計画で、現在の計画は第2期、平成27年度から令和2年度までの計画となっており、今年度終了することから、第3期、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画を策定するものです。

資料の1枚目に戻っていただいて、計画の位置づけの図を上を示してあります。

まず、地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであるとともに、高齢者や障がい者、児童福祉やDV、自殺など、各分野の計画や施策を横断的につないで、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する福祉分野の上位計画となります。この地域福祉計画ですが、本市は市町村合併によって地域が広くなり、地域によっては実情が異なる

っています。相当な面積を有する市町村においては、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分にくみ取って計画を策定することが望ましいとされていることから、平成 21 年度に区単位の地域福祉計画を策定しています。その後、全市的な理念、目標を記載し、区の計画の具体的な取組みを後押しするため、平成 27 年度に、区の計画とともに、市の計画が策定されています。

地域づくりの最前線である区の計画は、区の特性に応じた目標や取組みを中心に、また、市の計画は、区の計画の具体的な取組みを後押しし、全市横断的な理念、目標を記載し、市の計画と区の計画を合わせて地域福祉計画となります。

また、区の地域福祉計画では、行政が定める計画と合わせまして、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動、行動計画である区の地域福祉活動計画があります。

この行政の計画と民間の計画、二つの計画は、互いに補完、補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定されます。

資料の次のページ、下段の現計画策定後の国の動きのところをご覧ください。

まず、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。平成 28 年 5 月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されています。さらに平成 28 年 12 月には、再犯の防止等の推進に関する法律の施行、平成 30 年 4 月には社会福祉法の一部が改正されています。これらの法律の施行、改正を受けまして、市町村においては、基本的な計画を定めることや支援体制の構築など、市町村の責務や義務が明確化されています。この国の動向を踏まえながら、次期計画では生活困窮者自立支援制度や成年後見制度、再犯の防止や包括的支援体制の構築に関する取組みなど、新たに盛り込むこととしています。

A3 版の縦長の資料をお開きください。北区の地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についてです。

北区では、地域福祉計画を「北区すこやか・あんしん・支え合いプラン」と呼んでいます。

資料上段の左上ですが、地域福祉計画とあります。これは、新潟市の総合計画や区ビジョン等を踏まえまして、北区の地域福祉を具体的に推進するため、福祉分野やそれに関連する取組みを定めた行政の計画です。この計画に対する進行管理や評価は、区役所と社会福祉協議会で、黄色の部分ですが、計画推進委員会の場合に行っています。

その下、地域福祉活動計画ですが、こちらは社会福祉協議会や地域住民、福祉関係団体が主体的に地域福祉の推進に取り組む民間の活動計画で、地域福祉座談会の場で話し合っている部分ですが、支え合いのしくみづくり会議の推進員や構成員も座談会に参加していただき、地域の課題や取組みなどの提供をしていただきながら、一緒に取り

組んでいます。

この行政の計画と民間の計画の二つの計画を一体的に策定したものが、「北区すこやか・あんしん・支え合いプラン」となっています。北区においても、次期計画を策定するために、計画推進委員会や座談会の場において、一昨年 2018 年度は地域の課題の抽出、昨年 2019 年度では取組み、目標の設定を行って、今年度、策定に向けて進めさせていただいています。

下のスケジュールをご覧ください。

表の上段、計画推進委員会では、昨年 2019 年度、第 2 回目を 12 月に開催していますが、ここでは各地区の座談会の開催内容を共有しました。第 3 回目を 2 月に開催していますが、ここでは区の次期計画の基本理念、目標、方針の案について検討しました。今年度 2020 年度第 1 回目の推進会議では、新型コロナウイルスの影響で書面開催となってしまいましたが、昨年度検討していただいた基本理念、目標、方針について、委員の皆様から出された意見を基に、事務局でさらに修正を加えて、最終案ということで策定しています。

資料中ほどの地域福祉座談会の欄をご覧ください。座談会では、各地区のコミュニティ協議会の皆様を中心に、支え合いのしくみづくり推進員や構成員の方々にも参加していただきながら、一昨年 2018 年度では地区別活動計画の振り返りと課題の整理、検討を行いました。昨年 2019 年度では、その課題解決のため、自分たちの地域をどのようにしたいのか、また、そのために自分たちに何ができるのか、具体的な取組みについて話し合いました。今年度 2020 年度の座談会ですが、7 月、8 月に予定しておりまして、既に終了している地域もあります。ここでは、課題解決のための具体的な取組みの方向性と目指す姿について話し合っています。

計画の内容に関しては、資料の裏面をご覧ください。

上段に、現在の計画の基本理念、目標、方針等を記載しています。この現在の計画に、中段に記載のとおり、統計やアンケートの結果から見えてくる北区の主な課題、また、8 地区の座談会から見えてくる課題、そして新潟市の次期計画の基本理念や目標、北区の区ビジョンなど、現計画を踏襲しながら、新たな視点も加えて事務局案を策定し、さらに推進員の皆様からご意見をいただいて、一番下に最終案ということで策定させていただいています。

今後は、この重要な柱となる基本理念、目標、方針に沿いまして、10 月ころまでに地域福祉計画の素案ということでまとめます。新型コロナウイルスの影響が心配なところではありますが、12 月にはパブリックコメントということで、広く皆様からご意見をいただく予定としています。このパブリックコメントの時期になりましたら、再度少しお時間をいただければと考えています。

今後、各地区の座談会では、地域の皆様からご協力をいただくこととなりますが、よろし

くお願いいたします。ご質問等は、その際にでもお時間をいただければと思います。

(2)「新潟市の総合的な汚水処理の推進」について

松田会長

次に、次第(2)「新潟市の総合的な汚水処理の推進」について、下水道計画課および環境対策課から説明をお願いします。

下水道計画課係長

資料2をご覧ください。

1 ページ目上段の「はじめに」をご覧ください。このたびの取組みの背景や目的を記載しています。近年、急速に進む人口減少や老朽化した下水道施設の維持管理費の増大など、下水道事業を取り巻く環境は厳しくなっているということ、このまま下水道整備を続けるには多くの時間や費用を要することなどの課題があります。これらの課題を解決し、汚水処理施設がいまだに整備されていない未普及地域の早期解消と、持続可能な汚水処理運営を図るためには、下水道と合併処理浄化槽の役割分担に基づく総合的に汚水処理対策が必要となっていることなどについて記載させていただいています。

次に下段の1、「汚水処理施設とは」をご覧ください。現在、汚水処理施設として整備が進められている下水道と合併処理浄化槽の概要について記載しています。下水道や合併処理浄化槽が、くみ取り便槽や古いタイプの浄化槽である単独処理浄化槽に比べて極めて高い汚水処理能力を有しているということ、下水道と合併処理浄化槽の汚水処理能力が同レベルであることなどをお示ししています。また、くみ取り便槽や単独処理浄化槽では、台所、洗濯、お風呂などの生活排水が処理されないまま川などへ流されており、水環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、早期に下水道や合併処理浄化槽に切り替えていく必要があります。

2 ページをご覧ください。2、「見直しの背景と課題」についてです。ここでは、取組みの背景や課題について、やや詳しく記載しています。これまでの汚水処理施設整備に関する本市の方針では、市内のほぼ全域を下水道で整備する予定でした。しかしながら、①にありますように、下水道の整備費用の上昇や、人口減少に伴う下水の使用料収入の減少もあり、従来の計画のままでは、試算になりますけれども、整備が完了するまでに140年かかる見直しとなっています。ですから、汚水処理を望む市民の皆様のニーズにお応えできていない状況となっています。また、②のように、新たに合併処理浄化槽を設置し、将来、下水道が整備された場合については下水道に接続しなければならず、2度の費用負担が発生する状況となっています。

次に 3、「新たな取組み」についてです。未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理運営を図るために、下水道だけに頼らない汚水処理の整備が必要となっています。このため、今後は下水道のみで汚水処理施設整備を進めるのではなく、合併処理浄化槽を加えた 2 本柱で整備を推進することとし、これにより課題の解消を図っていきたいと考えています。

続いて、具体的な取組み案についてご説明します。右側 3 ページの上段をご覧ください。

取組みの一つ目、下水道整備区域の見直しについてです。下水道の整備が完了していない郊外、つまり市街地調整区域を見直しの対象としまして、従来、下水道整備をする方針であった区域を、上段の右図の緑色で示したように、原則、市街地以外は合併処理浄化槽の区域にしたいと考えています。右図では、郊外区域の中に白色で示された区域がありますが、この区域については、現在、下水道の整備が進行している区域であり、すぐに下水道整備を打ち切ると地域が混乱することも想定されることから、5 年程度は下水道整備を継続しまして、その後、合併処理浄化槽区域へ移行していきたいと考えている区域です。こうした区域においては、市が作成した案をベースに、住民の皆さんと意見交換しながら、どこまで下水道を整備するのか、どこから合併処理浄化槽に移行するのかということを取りまとめていきたいと考えています。

続いて、別紙 A3 の図面です。左上に市街地調整区域における下水道整備の見直し(案)という形で北区の図面を添付しているものをご覧ください。合併処理浄化槽へ移行する地域は緑色、下水道整備予定地域は赤色で示してあります。ほかに紫の地域がありますが、こちらは今回見直しの対象ではありませんが公設浄化槽の区域となっています。今後予定している各自治会への説明では、自治会ごとに拡大したものを添付いたしまして、どこまでが下水道整備区域になるのかが分かるようにいたします。

A3 の説明資料にお戻りください。

3 ページ目下段です。取組み 2 の合併処理浄化槽の新たな補助制度について説明させていただきます。下水道整備区域の見直しに伴いまして、合併処理浄化槽の新たな役割に相応しい補助制度を設け、その整備を促進します。(1) 補助対象区域につきましては、仮称・合併処理浄化槽整備区域と、合併処理浄化槽移行区域の二つの区域を補助対象といたします。仮称・合併処理浄化槽整備区域は、従来の補助対象区域と同じで、下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域および公設浄化槽区域を除いた区域となります。一方、合併処理浄化槽移行区域は、下水道事業計画区域のうち、今回の計画の見直しにより、下水道を止め、合併処理浄化槽区域に指定した区域となります。

続いて(2) 補助対象工事については、下段の表をご覧ください。黄色の部分が従来の補助制度と比較して新たに補助対象となる拡充した部分です。既存住宅における合併処理浄化槽

への入替工事、建替工事に伴う合併処理浄化槽の設置工事です。また、合併処理浄化槽移行区域のみとなりますが、新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事も対象となります。

ページをめくって 4 ページ目上段をご覧ください。(3)補助額(案)については、既存住宅の場合は、下水道接続の負担と同等となるよう補助上限額を設定しています。単独処理浄化槽からの入替え、建替えの場合は、5人槽は補助上限額が84万円、7人槽は96万円、10人槽は120万円となります。また、合併処理浄化槽移行区域のみですが、新築に対しても浄化槽の本体設置工事に補助を行うこととし、5人槽は補助上限額が45万円、7人槽は57万円、10人槽は81万円を予定しています。なお、これらの額の内訳につきましては別添のA4の参考資料に詳しく記載していますので、ご確認ください。

最後に、市民への説明としまして、本日の説明を皮切りに、来月からコミュニティ協議会、自治会長への説明を予定しています。10月ごろからは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮したものとなりますが、対象世帯全世帯への資料配布と、アンケートにより意見を募集し、また、オンライン動画による説明、自治会からの要望がありましたら小規模な説明会を実施していきたいと考えています。また、区だよりも適宜掲載し、年度内に下水道整備区域の見直しと、新たな浄化槽補助設置制度を最終形として取りまとめまして、令和3年4月からの実施を予定しています。この取組みについては、市民の皆様に現状や背景をしっかりと理解していただくことが重要となっていきます。下水道部、環境部が連携して、一体となって丁寧な説明に努めてまいります。

松田会長

今ほどの報告につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

神田(恭)委員

太夫浜地区から、何年か前に下水道工事をお願いして一生懸命工事をやっているのは分かるのですが、本来であれば2年くらい前に終わっている予定です。そういう計画の中で、地域の方は、やるかやらないか分からないような話ばかりが出ているものですから、今は説明を聞いて理解できるのですが、予算がなければいかに、その時点で説明して地域の理解を得ることが本当ではないかと思うのです。今まで知らないふりをして黙っていて、それでこういう計画であると言っても、なかなか地域の人でも理解できないでしょうし、文句がいくと思います。

ぜひそういうことも理解していただいて、やはり説明会を早めに関わりたいとお願いたします。

下水道計画課係長

私どもも、今、このような状況で、案という形でお示しさせていただきました。これから地域の皆様へ丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。

山賀委員

汚水処理を早くしたいということでの対応だと思っておりますので、それはそれなりに評価できるのですが、2、3点確認の意味を込めてご質問したいと思います。

北区の図を見ると、この区域は、新井郷川流域下水道区域かと思っております。私の記憶では、今ご提案の緑の部分がこの中の計画の中に入っていると思っております。下水道法は、幹線なり施設を作ったら、その区域内の方は下水道に結ぶ義務があるのです。結局、今のお話では、そういったものを下水道法で設置するという区域の中に、国土交通省の話ですが、それと違う区域に変更するというようなことは、どういう形で整合を取ってされているのかということが一つ。

もちろん、そのあとには、今の流域下水道の区域に入っているものを外すということは、今まで入れるつもりで計画したものが、あるいは整備されたものが無駄になるとか、計画が大きくなるとか、そういった面での影響はないのかということが一つ。

そして、当然のことながら、流域下水道についても公共下水道についても収入があって運営するわけですが、そこから除外するということは、処理費がますます入らなくなるわけですが、そういったこととの調整なり整合は取れているのか。取れていればまったく問題なのですが、では本当にこれでお金を、多分この区域は合併処理浄化槽に相当お金をかけて早く進めるということなのですかけれども、同じ下水道にかける手間でも、最後に一つ言いたいのは、なぜこれが市街化調整区域だけなのか。同じように早く進めるならば、市街化区域でも同じような手法がとれるのではないかということをお聞きします。

下水道計画課係長

まず1点目ですが、下水道法では、下水道を整備したあとに処理開始というものを告示します。告示されたあと、その部分のエリアについては、下水道に接続していただく義務が発生します。これから整備するところについては、現在、接続する本管そのものがないという状況です。あくまで、下水の義務が発生するのは下水の本管が道路に埋設されて処理開始の告示がされた以降という形となります。

流域下水道区域の話ですが、北区については新井郷川処理区ですので新井郷川浄化センタ

一で汚水を処理しています。こちらの部分は、処理対象区域として面積に入っていますが、浄化センターで汚水すべてを処理しているわけではなくて、現在入ってくる汚水だけを処理しています。私どもで面整備という形で段階的に下水の管渠を整備していくと、それに伴って、処理場の施設も増設していただいているという状況と認識しています。

今回は市街化調整区域を対象とさせていただいていますが、あくまでも今回は、住宅が点在する市街化調整区域につきましてはどうしても一戸当たりの下水道の整備単価が高くなってきており、その結果、期間も要するということで、今回、見直しを行います。今後、市街化調整区域の整備が終わりましたら、市街化区域についても段階的な縮小を考えていきたいと考えています。

山賀委員

たしかに接続義務は今言った話なのでしょうが、国の計画の前提というものは、そういった区域を基にした中で、多分、認可を得ていると思うのです。

下水道計画課係長

国に出している事業計画区域はありますし、それは今後合併処理浄化槽への移行区域になりましたら、その計画の見直しもかけていくという形になります。

(3) 令和3年度特色ある区づくり予算事業（委員提案分）提案状況について

松田会長

次に、次第(3)令和3年度特色ある区づくり予算事業(委員提案分)提案状況について、副区長から報告をお願いします。

副区長

報告資料3をご覧くださいと思います。

先月の会議でお願いした区づくり予算事業のご提案です。締め切りは明日7月31日としていますし、お配りしたものは、本日現在いただいているご提案です。ご覧のとおり、5人の委員の皆様から六つの事業提案があります。来月の会議において、発案者、提案者の方から提案事業の説明を行っていただくこととしてありますが、あらかじめ、梅津委員から、所用のため来月ご欠席という申し出がありましたので、本日、予定を早めまして、ご本人お見えですから上二つの事業について説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

梅津委員

二つの提案事業について話をさせていただきます。

一つ目は、「みんなで子育て学ぼうよ」という事業です。子育ての仕方が分からない親、逆に頑張りすぎてしまっている親、結果として健全な成長に結びつかなかった例を多く見てまいりましたので、少しでも親にとって役に立つ情報を知り、考える機会を作りたいと思ひまして、保育園などの参観日に合わせて、集まって来られた保護者を対象に学習機会を作る事業です。内容は、おもにマルトリートメント、不適切な養育が子どもにおよぼす影響や、愛着形成の大切さについてです。多くはできないので、希望する二つの園で実施し、話の内容は福祉教育部会で作り、未実施園にも参考配布したいという事業です。

二つ目ですが、『親』をまなぶ・・・親育ち」という事業です。親とは何か、親が親になることを学び、子どもに伝えていくことが大切になるのではないかと考えています。子は親の鏡です。区だよりを活用して、「親を学ぶ 1 ポイントアドバイス」というコーナーを設けて、子育てや親育ちについて理解してもらいます。もし区役所だよりに掲載不可能であれば、「家庭はすべての教育の出発点 親育ち編」という広報紙などを作って、学校や園をつうじて保護者に配布したいと考えています。

松田会長

ただいまの梅津委員の提案についてご質問がありましたらお願いします。なしでよろしいでしょうか。明日が締め切りですので、皆さん、提案をお忘れなくお願いします。

(4) 福島潟河川改修事業について

松田会長

次に、次第(4)福島潟河川改修事業について、建設課長から報告をお願いします。

建設課長

毎年、日本各地で豪雨災害が発生しています。今年は九州地方や岐阜県、長野県に続き、一昨日の大雨では山形県、昭和 42 年羽越水害以来の被害がでました。これから説明する福島潟河川改修事業は、平成 10 年 8 月の下越近辺の豪雨水害を契機に、福島潟流域の治水を目的に、平成 15 年から事業着手したものです。このたび、事業を施行している新潟県より、事業期間を延伸するとの説明が北区にありましたので、そのご報告をいたします。

まず、報告資料 4 の左上、全体図をご覧ください。事業は、大きく分けて五つほどありま

す。全体図と書かれている上の囲みから時計回りで説明いたします。

一つ目です。洪水を一時的に貯える遊水地を創出するための潟内の掘削があります。

二つ目です。潟の外への浸水を防止するため、潟周辺の堤防をかさ上げする湖岸堤の整備があります。

三つ目です。潟へ流入する河川からの水をスムーズに潟内に導くための承水路の拡幅です。

四つ目です。潟へ流入する上流からの河川の土砂を捕捉し、潟内の陸地化を防ぐ沈砂池の設置です。

五つ目です。赤丸で囲ってある場所に、洪水時に福島潟の内水を福島潟放水路へスムーズに流下させるための福島潟水門の設置があります。

矢印下の水門詳細図をご覧ください。水門は、菱風荘のほぼ正面に設置されます。赤茶色部分が水門の本体部分です。そこに、右側の緑色部分、新鼻甲1集落からせり出すように護岸部分が水門に取り付きます。今よりも川幅が若干狭くなるといった状態です。

水門工事等のスケジュールです。水門工事は、平成30年度から、基礎、本体工事が始まりましたが、仮締切り後、矢板工事施工後、中の水を抜く作業しておりましたが、矢板が内側に100ミリほど変位をしてきました。水に押されてきたといった状態です。このまま水を抜いていくと非常に危険なため、抜いた水を戻し、工法の検討など、安全確保のため、しばらくの間、作業が中止となりました。昨年度中に地盤改良工事を行い、現在は、仮締切り内の水も抜け、基礎工事を施行中です。水門工事における脆弱地盤への追加地盤改良と、築堤工事における軟弱地盤圧密沈下の観測と対策のため、事業完了年度を、令和4年度から令和6年度、2か年間、事業期間を延伸するものです。

右に写真が三つあります。潟口橋上空から上流を見た写真です。上段は工事前の水門予定箇所です。中段は、仮締切り後の水門予定箇所です。現在は水も抜け、中の掘削工事をしているところです。下段が、水門工事完成後のイメージ図となっています。

松田会長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。
ないようでありますので、この件は終わります。

(1) 部会の会議概要について

松田会長

次に、次第の(5)部会の会議概要について、各部会長から報告をお願いしたいと思います。

五十嵐委員

地域づくり部会です。「北区交通マップ作成」についてということで取り組んでいます。マップのサイズ等、どういったサイズにするか、前回までに検討しまして、A2 サイズ、以前に発行した旧マップと同じサイズにするということに決定しました。今後は、マップのサイズが決まりましたので、地図の大きさやバスの停留所などが分かりやすいような部分の調整をやっていくこととなります。主な意見としましては、地域の人が利用する公共交通の情報をメインに掲載するという、高齢者の免許返納に関する情報を掲載してはどうか、免許返納後の高齢者に役立つ情報を掲載してはどうかなど、いろいろな意見が出ていますので、今後の部会で調整をして掲載内容を決定させていただきたいと思います。細かい意見については、記載のものを参考にお読みいただければと思います。

清水委員

福祉教育部会の会議内容について報告いたします。

会議は6月25日でしたが、この日は欠席者が多くて、部会の半数が欠席という中で開催しました。

内容については、今回は、福祉教育部会だよりを作ろうということで、事務局より資料に基づいて説明がありました。①対象は小学生、中学生限定。②応援団向けも掲載。③福祉内容も掲載するという、皆さん、賛成されました。中身については、価値観が多様化して難しい社会ではありますが、子育てにおける「不易」を分かりやすく、共感してもらえよう小冊子になるよう努力をしようということです。あと、これを作るにあたって、三つの担当を設けて、具体的に提案する中身を検討しよう決めました。記載内容は、各担当者で話し合いながら基本的には進めていきます。中身についての意見は記載のとおりです。

阿部(美)委員

自然文化部会です。最初にラムサール条約研修会についてということで、環境政策課の小林主査に来てもらい、大ホールでスクリーンを使いながら分かりやすく解説していただきました。ラムサールについての現状もありますが、どういう形でラムサールを進めていかれるのかとか、私どもに何ができるのかということ、部会員全員でそれを習得したと思います。

あとは自治協議会提案事業なのですが、「福島潟賑わい創出事業」については、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係がありますので、当初予定していたイベントはすべて止めて、みんなで集まらない何かをやりたいということで、今日の部会でその内容を検討、決定することとなりました。その中の主な意見としては、新潟は魅力発信のPRがうまくないと

というような意見がありまして、ホームページや動画、横断幕などを活用して福島潟の魅力を伝える、発信してもいいのではないかと、福島潟の魅力を発信することでラムサール一本ではなくて、福島潟全体を見ながらラムサールにつなげていければいいのではないかというような意見が出されました。

松田会長

今ほどの報告についての、ご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思います。
ないようですのでおわります。

3 その他

松田会長

次第の3、その他に入ります。区長からお話があります。

区 長

新型コロナウイルスについて三つほどお知らせをさせていただきます。本日机上に配布した参考資料をご覧ください。

皆様ご存じのとおり、2月29日に新潟市で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されたあと、5月中旬に感染の確認が少し落ち着きを見せたというところです。そこで、6月に新型コロナウイルス感染症第1波収束までの対応ということで、新潟市で、その間の状況ですとか取った対応ですとかを1冊の冊子にまとめています。前半の、本市における新型コロナウイルスの発生状況といったところをピックアップして皆様にお配りさせていただきました。対応の冊子は全部で48ページという大作になっています。興味のある方、一度見ていただきたいと思います。ホームページから見ることができます。

もう一つ、資料一番下に付けています。新潟日報で取材が入られて、新聞報道等で皆さんご覧になったと思いますが、地元、豊栄高校の芸術コースの美術選択をされている方が作ったポスターで、区役所の中でもこのポスターを掲示させていただいています。繰り返しになりますが、また東京を中心に感染が広がってきています。本市でも、このところまた感染者の確認が続いている状況ですので、再度、皆さんで確認をしていきたいと思います。新しい生活様式を実践、定着させていただきたいと思います。

最後ですけれども、これは皆様に7月19日号の市報にいがたに、新型コロナウイルス感染症対策、新しい生活様式実践動画を公開中ということで、二次元コードが載っています。資料としてはお配りしておりません。新しい生活様式の実践動画、分かりやすく、動画で買

い物の様子ですとか会議の様子ですとか、そういったものが取り上げられていますので、ぜひ一度見ていただいて、皆様も活動の参考にしていただきたいと思います。

副区長

北区自治協議会、皆様の研修会について、先日開催の総務部会での検討結果を報告いたします。

例年ですと、マイクロバスを使って視察研修を実施しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、バスでの移動を伴う研修は控えさせていただき、代替として、9月の自治協議会において、講師をお呼びしての研修を実施する予定とさせていただきました。詳細が決定いたしましたら、またご案内させていただきます。

松田会長

委員の皆さんから、何かありますか。

本間(藤)委員

敬老祝会補助事業の関係でお尋ねします。昨今、新型コロナウイルスの関係でいろいろ中止とかいろいろあります。敬老会に関しても、この時期に集まらないという話で、中止しようかという話も出ています。ただ、健康福祉課の事業とといいますか、敬老祝会補助事業の申請は終わり、決定通知ももういただいています。ということで、単純に、やらなければそれで終わってしまうのですけれども、記念品を配るところもありますし、開催するにあたってはいろいろな、会食したりとか、今までは、平常時はそのようにやっておりましたし、お互いの懇親を深めるということでやっています。最終報告でもそういう形でやって、最終的に補助金をいただいてきたところでもあります。また、各自治会も、財政が大変なところでやっていて、市からの補助は大変ありがたいということですので、考え方として、やるにしてもこのくらいにやってほしいとか、そういう基準を今後示してもらえればありがたいということと、どの程度まで、補助金対象となるのか、今後、地域に対して説明をお願いしたいのですが、よろしく願います。

健康福祉課長

各自治会の皆様方、今年度に関しては、どうやって敬老会を開催していこうかと、おそらく非常に悩まれているところもたくさんあるかと思います。本間委員からは基準を示していただきたいということでした。

本来、敬老祝い会と申しますと、高齢者の方々が集まり、親しく歓談しながら、お食事しながらやっただいていてと思いますが、今年度に関しては、そういったことが非常に難しい状況にあると思います。その中で、どのような形でできるかということについては、一緒に考えさせていただきますので、ご相談いただければと思います。

今また関東のほうから新型コロナウイルスの感染者が出始めていて、新潟も、区長のお話にあったように、少しずつ出てきているところで、この先の状況については予測のつかないところです。自治会で祝い会を計画し、祝い品の配布とか、お持ち帰りいただくお弁当か何かご用意されると思いますが、キャンセルがきかないような状態であれば、そこに関しては補助の対象とさせていただきますことになっています。当日、中止を決定し、キャンセルができないような経費については補助の対象ということになっていますので、個別にお問い合わせやご相談ください。

今年度に関しては、各自治会で相談そのものができなかったというお声も聞いています。実施が難しい中であるとは思いますが、個別に私どもにご相談いただければと思っています。

清水委員

先日の大雨の関係で、北区内で水害が起きた地域はありますか。

建設課長

一昨日の大雨で早通北 3、4 丁目の道路冠水がありましたし、アイリスニュータウンも、跨線橋から曲がったところで一部冠水がありました。早通北につきましては、一時的に通行止めをしましたが、すぐに水が引きましたので、通行止めを解除しました。北下水道分室と連携し、それぞれのポンプの設置準備等の段取りをしましたが、今回の雨では、ポンプの設置には至らなかったという状況です。

本間(久)委員

新型コロナウイルスの関係の質問です。新潟市とか新潟県は、クラスター関係もなく、追跡ができてあまり広がらない状態で、うまくいっていると思います。一方昨日、全国で1日の感染者が1,000人を超えたと報道がありました。北区は新発田市と隣ですので、相談する場合、新発田保健所は可能なのかということをお聞きしたいと思います。

事務局

新潟市は政令市で、保健所が設置されています。ですから新潟市帰国者接触者相談センタ

一にご相談いただきたいと思います。やはり距離の関係で新発田に相談するほうが自然な感じでしょうか。

私たちの方から電話しないでくださいということはできませんが、おそらく、住所を言うと、新潟市へ電話してくださいと言われると思います。

確かにつながりにくい状態が一時続いていたかと思いますが、市保健所でも電話を増設し対応しているということなので、以前よりはつながりやすくなっているのではないかと思います。一応、つながりにくいということは伝えておきたいと思います。ぜひ新潟市にお電話をいただきたいと思います。

副区長

また新型コロナウイルスに関連してですが、新潟市で8月末まで注意喚起の街宣車を回すようにという指示が出ましたので、皆様方、もしかして耳障りになっている方もいらっしゃると思いますが、感染拡大を防ぐための私どもの仕事としてご理解いただきたいと思います。8月中、少しやかましくさせていただくことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

清水委員

今の話の関連なのですけれども、街宣車を回してもらうのは非常にいいのですが、少しスピードが速いのではないかという意見がけっこうあります。何か音が来たと思うとすつと行ってしまうので、もう少し分かりやすくするには遅くしたほういいのではないかという意見がありました。

副区長

時速15キロ未満で走行ということで、再度、職員に伝えたいと思います。

松田会長

多分、交通量が多い道路を15キロで走ると逆にいい迷惑ということもあって、けっこうスピードを上げている可能性もありますが、やはり清水委員が言うように、住宅街はゆっくりのほうがいいです。ただ、同じ内容を毎回やっているという感じがします。もう少し中身を変えられないのかと思って聞いています。

ほかによろしいでしょうか。

なければ、予定された議題、連絡は以上です。事務局に進行を戻します。